

【記入例】授業料後払い制度

●各自が署名してください。

①奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が記載されています。

- 貸与種別
授業料後払い制度：無利子
- 保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度

②誓約日

- ・スカラネットで入力した誓約日です。

③借用金額

- ・学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金と申込時のあなたが選択した生活費奨学金の月額を予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

④奨学生本人

- ・印字内容が正しいことを確認してください。
- ・住所は現在住んでいる住所です。ただし、添付書類欄に「住民票」と印字されている場合は、住民票に記載された住所です。
- ・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

⑤署名

- ・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

⑥本人以外の連絡先

- ・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
- ・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
- ・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください。

⑦続柄

- ・「その他（）」と印字されている場合は（）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。（例：大おじ・大おば・知人等）

返 還 誓 約 書

（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

①【授業料後払い制度】

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学貸与金を下記のとおり借用いたします。つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）に提出した個人番号については、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、右面の「授業料後払い制度同意条項」及び裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。なお、私が借用した学貸与金は、機関保証を利用する、授業料後払い制度による第一種奨学金（無利息）です。

② 令和XX年 4月 1日

③ 借用金額

¥	1	5	8	7	6	4	2
---	---	---	---	---	---	---	---

（うち、授業料支援金

¥	1	1	0	7	6	4	2
---	---	---	---	---	---	---	---

（うち、生活費奨学金

¥	4	8	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---

上記金額には、機関保証制度の利用による保証料を含みます。

※機関保証とは保証機関による保証を受ける制度をいいます。

※「借用金額」は、学校の登録した授業料相当額に基づく授業料支援金及び本人の選択した生活費奨学金の額で貸与終了（予定）月まで借用した場合の金額が表示されています。「借用金額」は貸与中の本人からの願出等により、増減する場合があります。

④ 奨学生本人	奨学生番号	3XX-06-XXXXXX	CD	7	001	採用種別	在学
	在学学校	日本学生支援大学					
⑤ 奨学太郎	住所	〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1					
	電話番号	03-XXXX-1111	携帯電話番号	090-XXXX-6666			
	氏名 (奨学太郎)	フリガナ ヨウガケ太郎					
⑥ 本人以外の連絡先	住所	〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29					
	電話番号	03-XXXX-3333	携帯電話番号	090-XXXX-7777			
	氏名 (奨学一郎)	フリガナ ヨウガケイロウ					
⑦ 続柄	父	昭和XX年 10月 1日生				性別	男

(注)・機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。

・ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

(同一筆跡不可)

【提出用】

貸与の条件 (予定)

授業料 支援金	貸与期間		支援対象授業料	貸与額計	
	20XX年 4月～	20XX年 3月		1,071,600 円	1,107,642 円
生活費 奨学金	貸与期間		貸与月数	貸与月額	貸与額計
	20XX年 4月～	20XX年 3月	24 月	20,000 円	480,000 円
	年 月～	年 月	月 月	円	円
	年 月～	年 月	月 月	円	円

(注) 貸与月額と貸与額計には、機関保証制度による保証料を含みます。

返還の条件 (目安)

8 月賦返還	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
	毎月27日	180 回	8,820 円	8,820 円	8,862 円
総支払額				1,587,642 円	

(注) 割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。

・返還方法は、所得連動返還方式となり、毎年の割賦金はその前年のあなたの所得および子の人数に応じ決定されます。上記「返還の条件 (目安)」に記載の内容は「借入金額」欄記載金額から算出された割賦金であり、あなたの所得が把握できない場合に適用されます。

⑧返還の条件(目安)

・返還方法は、所得連動返還方式になり、割賦金は前年のあなたの所得及び子の人数に応じて決まります。記載の内容は③の借入金額から算出された割賦金であり、あなたの所得が把握できない場合に適用されます。

⑨添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

【授業料後払い制度同意条項】

以下において、「機構」とは独立行政法人日本学生支援機構、「本人」とは、奨学生本人とします。

本人は、授業料後払い制度による第一種奨学金の貸与を受けるにあたり、以下の事項に同意します。

1. 授業料後払い制度での借入金額には、授業料に充てることを目的として貸与する「授業料支援金」と生活費に充てることを目的として貸与する「生活費奨学金」とが含まれており、本人は、これらを一体として返還する義務を負います。
2. 授業料後払い制度における保証制度は機関保証に限るものとします。「授業料支援金」は、授業料相当額の支援対象授業料に保証料相当額を加えた額になります。「授業料支援金」と「生活費奨学金」は、それぞれ保証料を差し引いたうえで本人の指定する口座に振り込まれます。本人は、保証料を含む借入金額全額を返還する義務を負います。
3. 本人は、「授業料支援金」のうち、支援対象授業料の振込先を、本人の在籍する学校が指定する口座（学校指定口座）に指定するものとします。ただし、本人が在籍する学校の状況により、機構が学校指定口座に振り込むことができないときは、機構は、支援対象授業料を本人名義の指定口座（「生活費奨学金」と同じ口座）に振り込むこととし、学校指定口座への振込が可能となった時点で、学校指定口座に振込むこととします。なお、授業料後払い制度により学校指定口座に支援対象授業料が振り込まれた場合、学校が支援対象授業料を本人の授業料に充当することに本人は同意し、異議を述べません。
4. 支援対象授業料の振込日は学校が希望する日に基づき機構が決定するものとし、授業料の納付期日より前に振込が行われることがあります。本人は、授業料後払い制度により「授業料支援金」を直接受領しない場合であっても、自身が直接受領した場合と同様に返還義務を負います。
5. 支援対象授業料が学校指定口座に振り込まれた場合において、授業料減免などにより、振込額のうち学校が本人に課す授業料に充当できない差額が生じたときは、当該差額は学校が本人に対して交付することとします。
6. 本人が退学等により奨学生の資格を失った場合であっても、本人が在籍していた年度中に生じた授業料に関する「授業料支援金」が、保証料が差し引かれたうえで学校又は本人に振り込まれることがあります。
7. 授業料後払い制度を利用していても、本人が、学校に対して授業料を納付する義務を負います。支援対象授業料が本人名義の指定口座に振り込まれたとき、又は学校の定める授業料が支援対象授業料の上限額を超えるときは、本人が授業料の納付方法、納付時期等を、学校に確認の上、自己の責任の下に納付し、納付が遅れたことによる不利益は本人が負うものとします。
8. 授業料後払い制度の返還は所得連動返還方式によるものとします。授業料後払い制度における所得連動返還方式は、毎年10月に割賦額の見直しが行われ、機構が諸規程で定める要件を満たしている限り、本人の地方税法における前年中の課税総所得金額及び本人の子の数に基づき割賦額が決定されます。ただし、返還初年度及び本人の前年中の課税総所得金額が114万円以下である場合には、割賦額は2,000円となります。

9 添付書類

- ・「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）

学校番号	104900	★
区分	00	
学部学科	2006	
学籍No	123456	

20XX/04/XX

(記入上の注意)

- ・黒又は青のボールペンを使って各自が署名・記入してください。ただし、消せるボールペンの使用は認められません。
 - ・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
 - ・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
- ※訂正方法の詳細は48、49ページを参照してください。

(本人及び本人以外の連絡先については訂正印不要)

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。